

市民環境



市 民 環 境

1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進してきた。

令和2年度に「新居浜市国際化基本指針」を策定し、これまでの国際化の取組を継承・発展させながら外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指すための方向性を示した。

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

東南アジア地域との交流の促進

インドネシア共和国クブラヤ県との相互訪問及び都市間交流を通じて、相互の文化経済発展等を見据えた交流の可能性を探る。また、マレーシア東方政策40周年を迎えるにあたり、本市と様々な関係を築いてきたマレーシアとの文化、教育、スポーツ交流事業を実施する。

(2) 国際感覚を身につけた人材育成

青少年の国際感覚の醸成を目的とした中高生の海外派遣事業を平成2年7月以来継続的に行っている。(平成19年度からは中学生のみ)

(3) 新居浜市国際交流協会

平成31年3月、地域に根ざした国際理解及び国際交流に関する活動を通じて、市民の国際化意識と国際認識の向上を図り、社会の発展に寄与することを目的に設立された。

徳州市との交流の経過

年 月	交 流 内 容
昭和61年7月	『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施
昭和61年10月	徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察
平成元年10月	徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催
平成3年4月	新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議
平成3年7月	徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演
平成3年10月	徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学
平成4年5月	第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。
平成4年7月～8月	徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結
平成4年7月～8月	徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。

年 月	交 流 内 容
平成5年6月	徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議
平成5年7月～8月	小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。
平成6年5月	新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議
平成6年8月～9月	徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修
平成7年7月	徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議
平成7年8月	徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修
平成8年9月	第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。
平成9年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。
平成10年9月	第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成11年10月	徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察
平成12年6月	第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。
平成13年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。
平成14年9月	第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。
平成15年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。
平成16年9月	第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成17年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成18年5月	第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成19年11月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。
平成20年9月	第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成21年9月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成23年11月	第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。

2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、協働環境の整備に取り組んでいる。

令和2年度に策定した地域コミュニティ基本指針に基づき、多様で豊かな地域づくりに向けて、幅広い市民参画のもと、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政等による協働のまちづくりと地域コミュニティの充実を進める。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

令和5年4月1日現在、109組(83団体・26個人)と合意書を取り交わし、参加人数は4,706人、施設別内訳は道路59件、公園・緑地59件、河川・水路17件、海岸5件、文化財1件、山林1件、全般1件である。

(2) 市民活動サロンの運営

平成18年7月に設置した新居浜市まちづくり協働オフィスが令和4年3月をもって休館となった。令和4年度からは、市民活動団体が自由に交流や情報交換する場を提供することにより、地域課題を自らの問題として主体的に活動する団体を支援するとともに、他の市民団体や企業、行政との連携を促進し、豊かな市民社会づくりの推進を図ることを目的とした、「市民活動サロン」を開設している。

〈市民活動サロンでできること〉

- (ア) ミーティングスペースの利用
- (イ) コピー機、印刷機等の使用(有料)
- (ウ) 機器の貸出し

(3) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、防災・防犯・交通安全などの安全安心機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、地域コミュニティの再生に向け、平成26年度より新たな交付金制度の創設や、防犯灯電気料金の全額市負担により、自治会の財政負担軽減を図るとともに防犯灯のLED化を進め、安全安心のまちづくりを推進している。今後も連合自治会への交付金などの財政支援を充実するとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働まちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの活性化に努める。

ア 結成状況

(各年1月1日現在)

区分	年	31	令和2	3	4	5
校区連合自治会数		18	18	18	18	18
単 位 自 治 会		306	304	302	300	300
加 入 世 帯 総 数		35,027	34,477	33,864	32,576	31,463
総 世 帯 数		56,411	56,382	56,345	56,219	56,174
自治会世帯加入率(%)		62.1	61.1	60.1	57.9	56.0
認 可 地 縁 団 体 数		58	59	60	63	64

イ 各種補助

(単位：千円)

区分	補助率	補助限度額 (5.4.1現在)	補助金助成件数及び助成額							
			令和2年度		3年度		4年度			
			件数	金額	件数	金額	件数	金額		
集会所施設	新築	工事精算額の5分の3以内	15,000	1	9,900	1	15,000	—	—	
	増及び修繕	工事精算額の2分の1以内	600	32	5,868	31	7,164	28	5,190	
	感染症防止対策	補助対象経費の10分の10	500	26	10,752	—	—	—	—	
放送設備等	新設	工事精算額の2分の1以内	250	—	—	1	151	1	250	
	増及び修繕	工事精算額の2分の1以内	130	7	534	13	1,113	6	677	
	アンテナ	新設及び増設	工事精算額の2分の1以内	200	8	855	3	151	8	1,038
		修繕		100						
防犯灯	新設・移設(LEDのみ対象)	工事精算額の2分の1以内	15	28	553	41	590	28	734	
	支柱の更新・修繕		25	4	94	5	118	2	50	

ウ 地域コミュニティ再生事業交付金

(令和4年度)

区分	交付金	摘要
防犯灯維持管理事業	14,322,619円	防犯灯電気料金 既存分 13,385,519円 新設分 937,100円
新居浜市連合自治会活動事業	586,000円	研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業
新居浜市広報活動等事業	26,349,660円	単位自治会 @ 650×31,463世帯
		校区連合自治会 @ 125×31,463世帯
		市連合自治会 @ 45×31,463世帯
		回覧板作成費
ごみ減量化等啓発事業	434,720円	@ 10×43,472
コミュニティ活性化事業	14,079,029円	意欲のある地域で取り組むソフト事業
れんじメール送付事業	330,000円	27,500円×12ヶ月
計	56,102,028円	

(4) 地域運営組織

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和3年度及び4年度の2か年で協議会型地域運営組織モデル事業を実施し、地域の現状、課題、目標や施策等を取りまとめた「地域まちづくり計画」の策定作業を行うとともに、地域内の様々な団体が連携協力し、地域課題の解決に向けた組織づくりに取り組み、令和5年3月に新たな地域運営組織が設立された。

地域運営組織数 2組織 (令和5年4月1日現在)

(5) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している10人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成10年度から事業を開始した。

平成14年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

令和4年度開催件数は212件、参加人員は約8,608人となっている。

3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

令和4年度モニター4人で実施

(2) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者情報の提供

市のホームページやCATV広報番組を通して、市民への情報を提供しているほか、市政だよりに「消費生活センター通信」を隔月掲載している。また、消費者の陥りやすい悪質商法の手口、対策方法等を講演し、一人一人が解決できる力をつけてもらえるように、出前講座を実施している。

イ 消費者学習講座

よりよい消費生活推進のため、市民向けに学習講座を開催している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者被害防止のための見守り活動

新居浜市消費者安全確保地域協議会を設置し、地域の見守りネットワークで高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止を図る。

(3) 消費生活相談

商品やサービスなどに関する消費者からの苦情や問い合わせに対応するため、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置し、消費者被害の未然防止と早期解決に努めている。また、平成21年度から弁護士又は認定司法書士による消費生活法律相談を月1回実施している。

相談件数

年度	30	令和元	2	3	4
件数	1,064	860	795	746	747

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に対して立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量強調月間を中心にロビー展及び一日計量巡視などの諸事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用する資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

年度 区分	昭和48年度～平成7年度	
	件数	金額
新築資金	215	1,197,800千円
宅地取得資金	123	508,300
改修資金	308	606,240
合計	646	2,312,340

イ 貸付金回収状況

(5.3.31 現在・単位：千円)

年度	調 定 額			収 入 額			不 納 欠 損 額			未 収 入 額		
	元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計	元 金	利 子	計
48～63	850,760	287,543	1,138,303	685,184	230,922	916,106				165,576	56,621	222,197
元	133,628	38,519	172,147	82,580	23,751	106,331				51,048	14,768	65,816
2	149,568	40,743	190,311	86,097	22,959	109,056				63,471	17,784	81,255
3	155,381	43,420	198,801	85,050	24,304	109,354				70,331	19,116	89,447
4	159,356	43,932	203,288	80,310	23,251	103,561				79,046	20,681	99,727
5	173,648	44,922	218,570	86,258	23,124	109,382				87,390	21,798	109,188
6	180,046	45,296	225,342	86,213	22,239	108,452				93,833	23,057	116,890
7	187,197	45,341	232,538	85,226	20,595	105,821				101,971	24,746	126,717
8	185,556	45,251	230,807	76,630	19,722	96,352				108,926	25,529	134,455
9	189,320	44,259	233,579	82,199	19,353	101,552				107,121	24,906	132,027
10	180,958	41,929	222,887	71,506	15,817	87,323				109,452	26,112	135,564
11	192,660	41,306	233,966	80,085	14,626	94,711				112,575	26,680	139,255
12	197,028	40,212	237,240	80,139	12,436	92,575				116,889	27,776	144,665
13	219,847	39,024	258,871	101,067	10,612	111,679				118,780	28,412	147,192
14	195,221	37,759	232,980	71,628	8,562	80,190				123,593	29,197	152,790
15	182,439	37,093	219,532	52,350	6,452	58,802				130,089	30,641	160,730
16	186,336	37,373	223,709	48,708	5,297	54,005				137,628	32,076	169,704
17	190,008	37,204	227,212	46,095	4,256	50,351				143,913	32,948	176,861
18	178,378	37,272	215,650	26,978	3,283	30,261				151,400	33,989	185,389
19	178,573	37,597	216,170	20,979	2,642	23,621				157,594	34,955	192,549
20	181,954	37,919	219,873	22,319	2,450	24,769				159,635	35,469	195,104
21	183,115	37,835	220,950	19,534	1,898	21,432				163,581	35,937	199,518
22	179,953	37,792	217,745	16,533	1,772	18,305				163,420	36,020	199,440
23	179,337	37,452	216,789	22,739	3,322	26,061				156,598	34,130	190,728
24	165,863	35,207	201,070	9,066	1,507	10,573				156,797	33,700	190,497
25	166,998	34,461	201,459	11,997	2,038	14,035				155,001	32,423	187,424
26	162,538	32,932	195,470	8,441	1,425	9,866				154,097	31,507	185,604
27	159,251	31,832	191,083	11,514	2,888	14,402				147,737	28,944	176,681
28	150,819	29,139	179,958	6,016	1,404	7,420	2,438	209	2,647	142,365	27,526	169,891
29	144,535	27,633	172,168	6,375	1,684	8,059	2,002	133	2,135	136,158	25,816	161,974
30	137,367	25,862	163,229	5,394	1,274	6,668	7,690	1,852	9,542	124,283	22,736	147,019
令和元	124,759	22,753	147,512	8,108	1,401	9,509	537	12	549	116,114	21,340	137,454
2	116,359	21,343	137,702	6,298	1,125	7,423	1,404	97	1,501	108,657	20,121	128,778
3	108,657	20,121	128,778	4,996	896	5,892	0	0	0	103,661	19,225	122,886
4	103,661	19,225	122,886	5,487	765	6,252	0	0	0	98,174	18,460	116,634

(2) 瀬戸会館

所在地

瀬戸町7番30号

☎41-5859

沿革

昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築、平成25年2月に女子トイレ増築。

敷地面積

2,257.56㎡

構造

鉄筋コンクリート造2階建

建物面積

634.42㎡

利用状況

11,932人（令和4年度）

5 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種登録の状況

(5.3.31 現在)

区分		年度		30	令和元	2	3	4
戸 籍	本 籍 数 (件)			57,248	56,897	56,487	56,038	55,458
	本 籍 人 口 (人)			133,984	132,792	131,447	130,137	128,498
住 民 基 本 台 帳	日 本 人	世 帯 数 (世帯)		56,561	56,568	56,578	56,557	56,354
		人 口 (人)	男	56,728	56,340	55,852	55,363	54,779
			女	61,406	60,793	60,204	59,531	58,667
	計		118,134	117,133	116,056	114,894	113,446	
	外 国 人	世 帯 数 (世帯)		1,012	1,240	1,261	1,050	1,301
		人 口 (人)	男	530	668	682	557	686
女			617	720	701	601	754	
計		1,147	1,388	1,383	1,158	1,440		
印 鑑 登 録 (件)				78,288	77,948	77,364	77,075	76,312

注：外国人住民の世帯数には日本人と外国人で構成される複数国籍世帯(30年度188、令和元年度185、2年度184、3年度175、4年度179)を含む。

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
転 入		2,145	2,250	1,940	1,937	2,513
うち海外転入		133	297	78	31	260
転 出		1,741	1,664	1,507	1,676	1,932
うち海外転出		192	187	97	152	226
転 居		2,712	2,983	3,068	2,803	3,109
世 帯 変 更		1,317	1,227	1,289	1,242	1,361
計		7,915	8,124	7,804	7,658	8,915

注：転入・転出は、世帯全部転入、世帯全部転出のみ

イ 戸籍関係

(単位：件)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
出 生		1,147	1,142	1,026	1,034	1,000
死 亡		1,814	1,867	1,996	2,016	2,270
婚 姻		1,132	1,287	1,139	1,038	1,047
離 婚		309	271	264	263	271
養子縁組		103	96	108	80	103
養子離縁		29	36	24	27	35
認 知		16	28	15	20	15
転 籍		450	497	426	404	401
入 籍		241	246	224	210	195
分 籍		23	27	14	20	22
訂正・更正		132	110	109	84	61
そ の 他		219	215	189	179	201
計		5,615	5,822	5,534	5,375	5,621

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

区 分	年度		令和2			3			4		
	取扱件数		手数料			取扱件数		手数料			
	無料	有料				無料	有料				
戸 籍 関 係	17,116	30,396	17,682,050			15,250	29,812	17,506,100			
住 民 票 関 係	13,204	54,589	16,376,700			11,561	53,457	16,037,100			
印 鑑 証 明 書	174	28,462	8,538,600			126	25,828	7,748,400			
印 鑑 登 録	5	3,405	1,021,500			9	3,033	909,900			
諸 証 明 書 関 係	491	1,306	391,800			554	1,443	432,900			
自動車臨時運行許可	0	266	199,500			0	261	195,750			
船 員 法 関 係	1,872	36	79,080			1,883	28	62,830			
個人番号カード関係	363	279	177,000			66	44	35,200			
計	33,225	118,739	44,466,230			29,449	113,906	42,928,180			

(4) 手数料

種 類		単位	手数料	根拠法令等	改定年月日	
戸 籍	謄・抄本	戸 籍	1 通	450円	新居浜市手数料条例第2条	平成12年4月1日
		除 籍	1 通	750	”	”
	記載事項 証 明	戸 籍	1 件	350	”	”
		除 籍	1 件	450	”	”
	受理又は記載事項証明		1 通	350	”	”
住 民 票	写 し(全部・一部)		1 通	300	”	平成10年6月1日
	閲 覧		1 件	300	”	”
	諸 証 明		1 件	300	”	”
印 鑑 証 明 手 数 料		1 通	300	”	”	
印 鑑 登 録 証 交 付 手 数 料		1 件	300	”	平成17年4月1日	
船舶の航行に関する報告書の証明		1 通	2,600	”	平成14年7月1日	
雇入契約のない船長の就退職等の証明		1 通	870	”	”	
船員手帳記載事項の証明		1 通	870	”	”	
船員手帳の交付又は書換え		1 件	1,950	”	平成16年4月1日	
船 員 手 帳 の 訂 正		1 件	430	”	平成14年7月1日	
個人番号カードの再交付		1 枚	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2	令和3年9月1日	
公的個人認証サービス手数料		1 件	200	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号、同項第5号	平成28年1月1日	

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は第1水曜日、第3水曜日及び第4水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

(6) おくやみコーナー

死亡に伴う諸手続をサポートする「おくやみコーナー」を平成31年3月15日に市民課に開設

(単位：件)

区分	年度	令和2	3	4
対応件数		951	1,007	1,048

(7) 個人番号カード

(単位：枚)

区分	年度	29	30	令和元	2	3	4
交 付 枚 数		1,355	1,225	1,980	19,612	22,455	28,528
交 付 累 計 枚 数		9,734	10,959	12,939	32,551	55,006	83,534
交 付 率 (%)		8.00	9.06	10.79	27.36	46.68	71.63
更 新 枚 数		—	—	17	323	100	97
電子証明書更新枚数		—	—	990	4,540	922	642
通知カード再交付枚数		1,429	1,472	914	168	—	—

6 住 居 表 示

(1) 住居表示実施状況

(5.3.31 現在)

年 度	町 名 (丁目)	実施日	面 積	一町平均面積	町数	街区数	世帯数	人口
第1年度	大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目	S. 40. 5.1	1,760,000	160,000	11	93	2,477	4,465
第2年度	磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番)	41. 5.1	7,086,000	506,000	14	185	4,101	8,095
第3年度	繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目	42. 5.1	3,021,000	251,000	12	115	2,548	4,658
第4年度	一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目	43. 5.1	3,067,000	170,000	18	205	6,894	13,901
第5年度	宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町	46. 5.1	2,664,000	190,000	14	180	5,353	10,590
第6年度	松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目	48.11.1	3,334,000	222,000	15	194	4,753	8,905
第7年度	喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町	49.10.1	3,777,000	188,000	20	254	4,750	9,721
第8年度	滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町	50.10.1	3,637,000	202,000	18	223	5,918	11,950
第9年度	東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町	52. 8.1	3,140,000	157,000	20	209	4,267	8,830
第10年度	宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目	55. 5.1	2,444,000	188,000	13	161	3,645	7,850
第11年度	楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目	H. 18.10.1	5,310,000	331,000	16	193	2,252	4,171
計	171 町		39,240,000	229,000	171	2,012	46,958	93,136

※ 令和5年3月31日現在の全市の住基人口114,886人、世帯数57,655世帯

(2) 町名変更実施状況

昭和59年7月1日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町
(令和5年3月31日現在の該当住基人口3,896人、世帯数1,905世帯)

7 国 民 年 金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(5.4.1 現在)

種 類	受 け る 要 件	年 金 額
老齡基礎年金	10年以上の受給資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (60歳から64歳までの間に受け取る繰り上げ受給や66歳以降に受け取る繰り下げ受給も選択できる。)	$\begin{matrix} \text{給保} & \text{全額} & \text{納4} & \text{半額} & \text{納4} \\ \text{付} & \text{免除} & \text{付分} & \text{納付} & \text{付分} \\ \text{月} & \text{除月} & \text{月の} & \text{付月} & \text{月の} \\ \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} \\ \times & \times & \times & \times & \times \\ \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} \\ \text{料} & \text{数} & \text{1} & \text{数} & \text{3} \end{matrix}$ $795,000 \times \frac{4}{26} + \frac{4}{8} + \frac{5}{8} + \frac{6}{4} + \frac{7}{6}$ $[792,600] \times \frac{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{月}}{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{月}}$
障害基礎年金	初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。	1級 993,750円 [990,750円] 2級 795,000円 [792,600円]
遺族基礎年金	保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齡基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある配偶者、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。	子のある配偶者、子の受ける基本額 795,000円 [792,600円] 子の受ける加算 1人目・2人目 各 228,700円 [67歳以下と同じ] 3人目以降 76,200円 [67歳以下と同じ]
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間含む。)が10年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。	夫が受けられたであろう 老齡基礎年金の $\frac{3}{4}$
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齡・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。	保険料納付済期間 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

※老齡基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月までは下段の係数を乗じる。

※〔 〕内は68歳以上の者の額

イ 保険料 (5.4.1 現在)

- ・定額保険料 1カ月 16,520円
- ・付加保険料 1カ月 400円

ウ 被保険者数

(5.3.31 現在・単位：人)

年 度	区 分	第1号被保険者数	任 意 加 入 者	第3号被保険者数	計
30		10,626	168	8,049	18,843
令和元		10,489	172	7,695	18,356
2		10,267	154	7,479	17,900
3		10,145	164	7,238	17,547
4		9,782	165	6,821	16,768

エ 支給状況

(単位：件・円)

年度	区分	旧法老齢年金		旧法障害年金		遺族基礎年金		寡婦年金	
		新法老齢基礎年金		新法障害基礎年金					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
30		1,044	354,702,305	51	43,835,625	219	167,045,508	13	5,366,062
		34,851	22,571,304,928	2,250	1,925,484,575				
令和元		890	304,922,684	47	40,760,225	209	157,297,000	13	5,371,567
		35,204	22,852,017,788	2,313	1,978,604,200				
2		744	258,017,767	44	38,498,725	214	162,352,290	13	5,382,587
		35,455	23,105,688,213	2,370	2,029,162,025				
3		643	223,305,232	40	34,750,050	197	148,839,210	12	4,565,469
		35,510	23,179,877,572	2,407	2,060,517,800				
4		539	186,240,758	36	31,112,000	204	150,928,920	14	5,163,815
		35,373	23,055,982,899	2,452	2,088,720,550				

(2) 福祉年金

ア 年金の種類

種類	年金額（令和5年4月現在）	備考
老齢福祉年金	年額 406,100円	明治44年4月1日以前に生まれた人

イ 支給状況

年度	老齢福祉年金	
	件数（件）	金額（円）
30	0	0
令和元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0

8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画(いはま女性プラン21)を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、市内に女性施策推進会議(女性団体代表者等で構成)を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にいはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行った。

平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

平成26年度・令和元年度には、男女共同参画に関する市民意識調査を実施。

令和3年3月に第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

市民との協働により、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な施策の推進を図っている。

令和4年4月に課名を男女参画・市民相談課に改称。

(1) 男女共同参画推進週間

毎年8月1日～7日を男女共同参画推進週間とし、市民の方々に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行っている。

- ・新居浜市立女性総合センターロビー展、図書館ロビー展の実施
- ・公民館における意識啓発のため各種事業の実施
- ・にいはま女性フォーラムの開催(新型コロナウイルス感染拡大により中止)

(2) 男女共同参画社会づくり講演会

講師：平成26年度 桂あやめ

「女と男、笑いでコミュニケーション」

平成27年度 白井 文

「～意志決定の場に女性を～ 男女共同参画と私たちの未来」

平成28年度 村木 厚子

「～いまなぜ女性活躍か～

誰もが活躍できる社会を目指して」

平成29年度 石蔵 文信

「こころとカラダの健康は

“男女共同参画”から」

平成30年度 露の団姫

「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」

令和4年度 林家花丸

「男女共同参画」前向きにまろく考える

(3) 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、男女共同参画計画の策定や見直しに反映させるため、5年毎に意識調査を実施。(平成16・21・26・令和元年度)

(4) 女性国内派遣

平成27年度 倉敷市 4名

平成28年度 東京都 2名

平成29年度 大分市 1名

平成30年度 広島市 1名

令和元年度 大阪市 1名

令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大により派遣中止

(5) 縁結びサポート事業

少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を望む未婚の男女への出会いの機会を提供することにより、結婚の支援を行っている。

平成29年9月に「新居浜市縁結びサポートセンター」を新居浜市立女性総合センター内に開設し、お見合いシステムである「愛結び」コーナーを設置、週4日間運営をしている。令和4年度は、月77人程度の利用があり、59組のカップルが成立した。交流イベントは、4回開催し、男女94人が参加し、17組のカップルが成立した。また、結婚サポーターを14人認定し、カップルから成婚へ向け結婚支援を行っている。

(6) 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中、新居浜市立女性総合センター等にて、暴力根絶のシンボルであるパープルにちなんだ啓発事業を行っている。

9 女性総合センター (ウイメンズプラザ)

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点施設として平成2年開設。「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設としている。

平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

指定期間	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日（5年間）
所在地	庄内町四丁目4番19号 ☎ 37-1700
敷地面積	5,756.85㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	2,088.12㎡
建設事業費	6億7,883万8,000円
竣工	平成2年3月15日
駐車場拡張工事費（平成6年度）	4億8,039万6,000円
建物構造	1階 第1講習室(59.40㎡)、相談室(2部屋・29.60㎡)、談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡)
	2階 第2講習室(OA実習室)(63.91㎡)、生活科学研修室(71.50㎡)、研修室(視聴覚室)・映写室(94.60㎡)、各種団体連絡室(43.74㎡)、和室(2部屋 86.13㎡)、展示コーナー(60.00㎡)、ボランティア作業室(26.74㎡)
	3階 軽運動室(118.35㎡)、多目的ホール(353.40㎡)、放送室・バルコニー等(266.72㎡)
その他	駐車収容台数 自動車 145台 自転車等 70台

(1) 令和4年度主催事業概要

ア 再就職援助事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
CS技能評価試験対応講座 3級Excel	95
CS技能評価試験(3級Excel)	4
基礎からはじめる！Word講座	160
基礎からはじめる！Excel講座	182
仕事で使えるWord & Excel	161
Word・Excel・PowerPoint講座	112
Excelテクニク講座	35
介護事務管理士資格講座	104
介護事務管理士資格講座(試験)	10
イ 社会参加促進事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
ボールペン習字講座	94
ウ 生活・教養事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
初心者のための楽しみながら覚えるパソコン講座	96
日常生活に役立つExcel	84
やさしいペン習字講座	93
みんな大好き！パン作り講座	38
みんな大好き！お菓子作り講座	40
野菜ソムリエの健康レシピ料理講座	27
はじめてのビーズアクセサリ作り講座	30
「将来役立つお金の基礎知識」講座(出前講座)	11
エ 子育て支援事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
親子でいっしょに体操講座	150
家族でいっしょにモノ(おもちゃ)づくり講座(出前講座)	17
親子で作る押し花アート講座	23
オ 健康増進事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
リズム体操講座	1,261
生きいきダンス講座	481
はつらつ健康体操講座	834
ヨガ講座1・2	1,683
ピラティス講座	255
骨盤ケア講座	96
からだスッキリ！リンパケア講座	82

(2) 使用料

次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）（単位：円）

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	備考	
第1講習室	400	500	600	1,500	冷房使用 5割増 暖房使用 3割増	
第2A実 習室 （個人・団 体）	個人使用	200	300	400		900
	団体使用 (6人以上)	1,000	1,500	2,000		4,500
料理実習室	600	800	1,000	2,400		
軽運 動室	個人使用	100	100	100		300
	団体使用 (11人以上)	1,000	1,000	1,000		3,000
多目的ホール	2,000	3,000	4,000	9,000		
生活科学研修室 (テスト室)	400	500	600	1,500		
研修室 (視聴覚室)	1,000	1,500	2,000	4,500		
和室(茶室付) (1号)	400	500	800	1,700		
和室 (2号)	400	500	800	1,700		

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する
場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可
を受けた使用料の1時間当たりの額(10円未満
は切り捨て)に相当する額とする。この場合にお
いて、1時間未満の端数が生じたときは、30分以
上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況 (単位：人)

年 度	30	令和元	2	3	4
利用者数	51,899	50,674	22,176	16,800	27,834

(令和4年度)

区 分 別 利 用 者				
勤 労 女 性	7,857 人			
家 庭 女 性	13,843 人			
そ の 他 (男 性 ・ 子 供)	6,134 人			
分 類 不 明	0 人			
年 齢 階 層 別 利 用 者				
30 歳 未 満	1,840 人			
30 ～ 39 歳	1,289 人			
40 ～ 49 歳	2,705 人			
50 歳 以 上	22,000 人			
分 類 不 明	0 人			

10 人 権 擁 護

(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針の運用

市民一人ひとりのかけがえのない命と人権が尊重され、安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指して、平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。

この条例に基づく施策を効果的に推進するため、平成21年3月に「新居浜市人権施策基本方針」を策定し、平成26年3月及び令和3年3月には、これまでの取組みを継承・発展させるとともに新たな課題にも対応するための見直しを行っている。

(2) 人権相談体制の確立

複雑・多様化している人権侵害等による被害者の救済を図る必要があるため、市民が気軽に相談できるよう「人権相談窓口」を設置しており、市民から寄せられた人権に関わるさまざまな内容の相談に対応している。

11 防 災 対 策

全国的に風水害、台風、地震などの自然災害が増加し、各地で甚大な被害が発生しており、その教訓を踏まえ、災害に強く、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、防災・減災体制の強化に努める。

(1) 防災計画の策定

災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画が修正されたことから、令和3年度に地域防災計画の見直しを行った。

(2) 防災無線の設置

平成23年4月より、迅速に市民に緊急情報を伝達するために、別子山・新居浜地域が一体となった同報系デジタル防災行政無線の運用を開始し、J-ALERT(全国瞬時警報システム)との接続を行うとともに、平成25年4月より、自治会の既設広報塔と接続し、可聴範囲の拡大を図った。

また、平成30年4月より、総務省実証事業により無線回線の高度化及び情報伝達手段の多様化を図るために防災行政無線と連動できるコミュニティFMラ

ジオ局を開局し、あわせて緊急放送時に自動起動する防災ラジオの市民への普及をすすめている。その他実証事業をきっかけに河川・潮位監視カメラ等の改良及び増設をすすめ、監視体制の強化を図っている。

さらに、令和2年4月より、消防防災合同庁舎の竣工にあわせて、適切な災害対応や円滑な避難行動に繋げるために、防災情報システムを導入し、河川水位や避難状況などの情報を集約し、市民・関係機関との情報共有を図り、被害の未然防止と最小化の実現をすすめている。

加えて、令和4年11月より、災害時等の通信手段を確保するために、IP無線機器を導入している。

(3) 防災用品の備蓄

毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、発電機及びおむつなど、応急的援護物資を備蓄している。

また、感染症対策として各避難所へマスク、フェイスシールド、手袋等の衛生用品を配布している。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講習会の開催、防災マップの配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となり、各校区連合自治会を主体とした大規模災害発生時に役立つ地域密着型の防災訓練を実施している。

(6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもっていただけるよう標高表示板の設置を行っている。

(7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

(自主防災組織数) 174自治会 299単位自治会

(5.4.1 現在)

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、令和4年度に改訂した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

(9) 新居浜市防災センターの設置

新居浜市防災センターは、市民一人ひとりが「自助」「共助」について学び、考えることにより、地域防災力を向上させることを目的として、令和2年4月オープンした。

防災センターでは、災害から身を守り抜くことをコンセプトに、自分に関わる災害を知り、災害を疑似体験し、災害対応能力を身に付けられるよう、市民への防災教育を積極的に推進し、防災意識の向上を図っている。

(10) 国土強靱化計画の策定

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を策定した。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安心・安全のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

13 交通安全対策

(1) 概要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、新居浜市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚

- ・春、秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動等を実施
- ・老人クラブ、婦人会、公民館等と連携、協力し、各団体の実情に応じた交通安全出前講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、児童、生徒が基本的な交通ルールを習得することを目的とした交通安全教室を実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実
母の会会員数 9,222人（5.4.1現在）

- ・幼児交通安全クラブ（こじかクラブ）の母と子の安全教育を実施

クラブ数 33 会員数 2,155人（5.4.1現在）

- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日（毎月10日）に安全運動を実施
- ・自転車安全利用の日（毎月10日）に安全運動を実施
- ・交通安全の日（毎月20日）に安全運動を実施
- ・交通指導員

小・中学校児童生徒を通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員 42人（5.4.1現在）

(2) 交通事故の状況（新居浜署管内）

区分	年	30	令和元	2	3	4
件数(件)		365	283	232	196	199
死者(人)		5	1	5	2	2
傷者(人)		410	320	265	215	220

(3) 時間別、事故類型別の事故（新居浜署管内）

区分	令和2年			3			4			
	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	
時間別	0～2	4	0	8	1	0	3	0	0	0
	2～4	3	1	2	2	0	2	0	0	0
	4～6	3	0	4	0	0	0	4	0	5
	6～8	25	0	28	23	0	24	25	0	27
	8～10	29	1	30	30	0	32	20	1	26
	10～12	28	0	31	27	0	28	34	1	34
	12～14	22	0	22	16	0	18	25	0	29
	14～16	35	1	42	22	0	23	22	0	24
	16～18	43	0	57	50	0	57	35	0	37
	18～20	29	2	28	18	2	20	19	0	20
	20～22	6	0	6	4	0	5	11	0	14
22～24	5	0	7	3	0	3	4	0	4	
合計	232	5	265	196	2	215	199	2	220	
事故類型別	歩行者事故	25	2	24	21	1	20	22	1	21
	自転車事故	45	1	45	48	0	51	43	1	43
	車両相互	156	1	190	126	1	143	129	0	150
	その他	6	1	6	1	0	1	5	0	6

(4) 法令違反別交通事故（第一当事者が関与した事故）

違反別	区分	令和2年			3			4		
		件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)
信号無視		12		2	9		10	10		
速度違反		1			1		2			
追越違反		6		4				1		
右左折違反		1			6		6	4		
後退・横断・転回		1			1		1			
優先通行妨害		2			3		3			
交差点安全進行義務違反		49		6	35		38	23	1	4
歩行者妨害		6			6		6	2		
横断自転車妨害		1			3		3	3		
徐行違反		6		3	3		4	8		
一時停止違反		9		3	18		19	19		2
酒酔い運転										
過労運転								1		
安全運転義務違反	運転操作不適	7		1	7	1	8	8		1
	前方不注意	54			40	1	45	40		
	安全不確認	50	1	2	37		38	53		4
	その他	16		1	24		29	20		
その他		11		2	3		3	7		1
歩行者違反	信号無視									
	横断違反									
	その他									
内数(三悪)	速度									
	飲酒	3		1	1		1			
	無免許									

14 環境政策

(1) 環境基本計画の推進

ア 第2次環境基本計画等の推進

第1次の「環境基本計画」「環境保全行動計画」を引き継ぎ、また新たな環境問題にも対応するため、「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画」を平成26年3月に策定した。環境基本計画は長期的な目標や施策の基本的な事項について、また環境保全行動計画は具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めており、市がめざす環境像「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、計画書に基づいた環境施策を推進している。平成31年3月に中間見直しを行い、成果指標及び目標値と市、市民、事業者の取組について一部修正した。

イ 年次報告書

新居浜市環境基本条例第10条の規定に基づき、令和3年度の環境施策の実施状況や環境の状況をとりまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し、公表した。

ウ にいはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。令和4年度は、市の委託事業として炭焼き体験学習、自然観察体験会、自転車利用促進！CO₂削減見える化運動、ごみ減量・3R活動推進講習会などを実施した。

エ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS（通称ニームス）により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

15 環 境 衛 生

(2) 地球温暖化対策の推進

ア 新居浜市地球温暖化対策地域計画の推進

新居浜市の自然的・社会的特性と現状を踏まえ、市内全域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、行政等の各主体が地球温暖化対策の現状を正しく理解し、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を平成25年3月に策定した。令和3年3月に改定を行い、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指して取り組んでいくこと(ゼロカーボンシティ)を表明した。

イ 新居浜市地球高温化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球温暖化対策等を協議し、継続的に取り組んでいる。令和4年度は、出前講座の実施、ロビー展、運転免許更新時にエコドライブ啓発チラシの配布、定期的な市政だよりへの記事の掲載などを行った。また、マイクロプラスチックの発生抑生のため、プラごみ清掃を実施した。

ウ 電動アシスト自転車購入支援

高齢者の移動手段の確保による地域のコミュニティの活性化、高齢者ドライバーの免許返納の促進、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進を目的として、65歳以上の市民を対象に、電動アシスト自転車の購入支援補助金を交付した。

令和4年度 購入補助件数 179件
(うち免許返納者 61件)

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内各所を巡回して集合注射と犬の登録を実施している。

犬の登録は生涯1回。(登録手数料3,000円、集合注射料3,100円)

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
予 防 接 種 数		3,812	3,839	3,776	4,187	4,244
送致数(引取り、その他)		61	46	41	19	11

イ こん虫駆除

公共発生源等で衛生害虫(蚊・ハエ)の発生が見られた場合は、調査・対応を行っている。

(2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

この公営葬儀は、祭壇の飾り付け、仏神具及び葬祭用品の供与並びに霊柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

ア 葬祭具・霊柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。(10円未満は切捨て)

葬 祭 具 (単位：円)

区 分	使用料区分	
	大 人	小 人
祭 壇 一 式 (仏式又は神式)	45,000	45,000
仏、神具一式 (棺箱、箱、その他)	19,000	16,500

霊柩自動車 (15.4.1 改定・単位：円)

距離区分	車種別使用料	
	普通車	特別車
10キロメートル以下	12,970	19,510
10キロメートルを超え 20キロメートル以下	15,400	23,530
20キロメートルを超え 30キロメートル以下	18,860	29,290
30キロメートルを超え 40キロメートル以下	22,300	35,040
40キロメートルを超え 50キロメートル以下	25,760	40,800
50キロメートルを超え 150キロメートル以下 (20キロメートルまで) (を増すごとの加算額)	5,530	9,220

イ 使用状況 (単位：件)

年度	30	令和元	2	3	4
申請件数	40	34	29	36	32

使用料

(令和元.10.1 改定)

火葬場名称	施設名称	種別	単位	使用料 (円)		摘要
				市内居住者	市外居住者	
新居浜市 斎場	火葬室	12歳以上	1体	無料	20,000	<ul style="list-style-type: none"> 使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 手術肢体及び産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに220円を加算する。
		12歳未満	1体	無料	10,000	
		死産児	1胎	無料	4,500	
		手術肢体	10キログラム以内	2,200	6,600	
		産汚物	10キログラム以内	2,200	6,600	
	霊安室	遺体保管	1回(2日以内)	1,100	3,300	
	式場	葬儀	1回(3時間以内)	5,500	16,500	
待合室			無料	無料		

イ 使用状況

区分	年度	30	令和元	2	3	4
		火葬室	1,549	1,572	1,628	1,706
斎場	霊安室	36	38	43	51	37
	式場	2	0	0	1	0
	待合室	—	—	—	—	487

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

墓地名	所在地	面積 (㎡)
第1 真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2 真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料 (永代) 0.1㎡当たり 21,000円

(3) 火葬場

ア 施設の概要

区分	新居浜市斎場
所在地	磯浦町19番1号 ☎34-8163
敷地面積	1万4,190.58㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	1,787.64㎡
開設年月	昭和59年4月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)
室構成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等
事業費	建設費 8億917万円
	用地費 1億916万2,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は、市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

昭和51年度から墓園の造成工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を設置した。また、第3平尾墓園として平成2年度に第1工区511区画、平成6年度に第2工区517区画、平成11年度に第3工区301区画、平成14年度に第4工区416区画の1,745区画を設置した。

平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を設置し、平成22年度から供用を開始した。

平成29年度及び令和3年度に、それぞれ1体用納骨壇1基100区画(100体用)を増設した。

区 分	第 1 平 尾 墓 園	第 2 平 尾 墓 園	第 3 平 尾 墓 園
所 在 地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷 地 面 積 (㎡)	9,950	5,061	15,098
墓 域 面 積 (㎡)	6,415	5,061	7,305
1 区 画 面 積 (㎡)	3.3	3.3	3.3
墓 所 区 画 数 (区 画)	1,530	501	1,745
主 な 施 設	管理事務所・休憩所（東屋・パーゴラ）トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総 事 業 費 (千 円)	252,179	86,459	507,491
永 代 使 用 料 (円)	1 区 画 525,000		
管 理 料 (円)	1 区 画 1 年 につ き 2,500		

区 分	第 2 平 尾 墓 園 合 葬 式 納 骨 施 設
所 在 地	観音原町乙106番地の2
構 造	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積(㎡)	174.92
開 設 年 月	平成22年4月
主 な 設 備	合葬式納骨壇(1体用)4基400区画(400体分) 合葬式納骨壇(2体用)5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか
使 用 期 間	合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代
使 用 料	合葬式納骨壇(1体用)…1年につき11,000円 合葬式納骨壇(2体用)…1年につき22,000円 合葬室…1体につき11,000円

(5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は、法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄及び浮遊粉じんの測定機を設置して以来、整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定局名	高 津	多 喜 浜	泉 川	金 子	中 村
二 酸 化 硫 黄	○	○	●	●	●
浮 遊 粒 子 状 物 質	○	○	●	●	●
窒 素 酸 化 物	○		●	●	●
オ キ シ ダ ン ト	○		●	●	●
炭 化 水 素	○			●	
風 向 ・ 風 速	○	○	●	●	●
微 小 粒 子 状 物 質				●	●

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川9地点について定期的に水質調査を実施している。また、環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動規制法による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

種類	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌地盤	その他	計
30	63	6	10	0	4	0	0	83
令和元	41	2	11	0	3	0	0	57
2	67	4	11	1	8	0	0	91
3	36	4	9	1	3	0	0	53
4	63	2	10	0	2	0	2	79

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成21年11月 4日	住友金属鉱山株式会社
”	住友化学株式会社
”	住友重機械工業株式会社
”	住友共同電力株式会社
”	日本エイアンドエル株式会社
”	日本ケッチェン株式会社
”	住友重機械ハイマテックス株式会社

16 生 活 環 境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、令和3年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

令和4年度委託料 12,654,294円

イ 収集状況 (令和4年度)

区 分	委託業者		許 可 業 者		計
	し 尿	し 尿	し 尿	浄化汚泥	
収集量 (kl)	310	12,845	15,290		28,445
車 両 (台)	262	7,767	5,113		13,142

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(令和元.10.1改定)

区 分	適 用 範 囲	料 金 (円)
し尿処理	従量制 し尿の収集、運搬	18リットルにつき 220
		18リットルに満たない端数につき 110

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

令和4年度補助設置基数 11基

総事業費 3,652,000円

令和4年度までの補助事業設置累計は2,171基となっている。

(2) ごみ処理

ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第六次長期総合計画において、ごみの発生抑制と資源循環の推進、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立等を目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月、平成23年11月及び令和3年3月に見直しを行った。

イ 収集の方法

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成13年度から、大型ごみをステーション方式から戸別収集方式に変更した。

平成18年度からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施した。

平成21年10月からは、新9種分別(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)を実施し、現在は、平成28年10月から布類を区分し、10種分別により収集している。

なお、収集業務は全て業者に委託している。

また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯への戸別収集(ふれあい収集)を平成21年から実施している。

ウ ごみ量

(単位：t)

区分 年度	収 集 量 (パトロール車の収集は含まない。)											直 接 搬入量
	燃やす ごみ	プラスチック 製容器包装	びん	缶	古紙類	布類	ペット ボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	合 計	
29	20,434	1,121	790	263	1,769	54	207	43	398	521	25,600	19,728
30	20,168	1,082	766	222	1,657	44	217	35	400	429	25,020	20,237
令和元	20,107	1,055	753	209	1,588	44	219	38	366	436	24,815	20,549
2	19,946	1,074	634	218	1,453	46	223	37	347	448	24,426	20,139
3	19,736	1,052	736	218	1,428	39	224	38	340	511	24,322	19,026
4	19,466	1,003	659	188	1,429	41	228	35	391	508	23,948	19,064

注：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。
布類は平成28年10月から開始。

エ 収集委託の状況 (令和元年10月～)

	市内(大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	5 業者	機械車 (2t 積) 11台	1 業者	小型ダンプ車 (0.7t 積) 1台	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	3 業者	機械車 (2t 積) 3台				
び ん ・ 缶 ・ 有 害 ご み	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 4台				
古 紙 類	3 業者	ダンプ車 (2t 積) 3台				
不 燃 ご み ・ 布 類	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台				
ペ ッ ト ボ ト ル	1 業者	機械車 (2t 積) 1台 軽四貨物車 1台				
大 型 ご み	2 業者	ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四貨物車 2台				
ふ れ あ い 収 集	1 業者 (車輛は収集先・収集 件数により適宜対応)					

注：令和4年度委託料 3億1,551万263円

オ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。施設への直接搬入ごみ、戸別収集の大型ごみ、動物の死体、し尿及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

一般廃棄物処理手数料

種 別	区 分	金 額
ご み	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料 1回につき 500円
		加算額手数料 50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円
犬猫等の死体	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	1体につき 300円
大 型 ご み	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1点につき 200円
し 尿	市が収集及び運搬をするとき。	18リットルにつき 220円
		18リットルに満たない端数につき 110円

備考

- 「大型ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に規定する大型ごみをいう。
- 搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

産業廃棄物処理手数料

区 分		金 額
市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき 500円
	加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円

備考

搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

カ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)を無断で持ち去る行為が各地で発生したことに対応し、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

キ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみの回収活動を行っている自治会や学校PTA等の市民団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

令和4年度 166団体
 資源回収量 1,078,252.9kg
 奨励金額 5,348,497円

ク 家庭における生ごみ減量の推進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみを減量するため、平成3年度からコンポスト、平成7年度から密閉式容器、平成12年度から電気式生ごみ処理機を設置する者に対し、補助金を交付している。

令和4年度 コンポスト 58基
 密閉式容器 27基
 電気式生ごみ処理機 29基
 補助金額 709,500円

また、平成22年度からは、家庭で比較的取り組みやすい段ボールコンポストについて、にはま環境市民会議と協働し、堆肥化講習会や講演会を実施するなどして、家庭における生ごみ堆肥化の普及に取り組んでいる。

令和4年度 段ボールコンポスト 541個
 講習会開催回数 26回

ケ レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設置し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業者(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所及び新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在8事業者24店舗)

コ ごみの減量・3Rの推進

平成23年度から、不用となった衣類及び廃食用油の拠点回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。

また、家庭から出る不用品を有効活用させるために「不用品伝言板」を設置し、市民間でのリユースを促している。

サ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所115団体)を中心に昭和62年から市民の美化意識の向上を図ることを目的に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止した。

シ 「きれいなまち新居浜をみんなで作る」条例

新居浜市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定した。(平成14年4月1日施行)

ス 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定した。(平成14年4月1日施行)

セ 不法投棄対策

道路や河川等の公共の場への不法投棄対策として、定期的なパトロールを行うとともに、警告看板及び不法投棄の多発地点市内10か所に監視カメラを設置している。

令和4年度は、大島校区では、校区連合自治会が中心となり、河川や山林に不法投棄されたごみの撤去作業を実施した。

ソ にはま3Rネットワーク

リユース、リサイクルに取り組む幅広い民間事業者と連携を図った「にはま3Rネットワーク」を構築し、民間資源化ルートへの誘導の強化を図る取組みを令和4年度から開始。資源ごみ店頭回収やリユースに取り組む事業者、資源再生事業者などを対象に、取り扱い品目などの情報を一元的に整理し、「何を、どこに持って行けばいいか」の見える化を図っている。

登録事業者(令和4年度)
 スーパー、ホームセンター 25店舗
 資源再生事業者 7事業者
 リサイクル・リユースショップ 4店舗
 その他 2店舗

17 環 境 施 設

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した旧清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3か年の継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

また、平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、令和14年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

所在地 観音原町乙122番地の1
☎ 41-4225

敷地面積 約28,000㎡
完成 平成15年3月
総事業費 約124億円
建設工事費 110億400万円
延床面積 ごみ焼却施設…… 12,813㎡
粗大ごみ処理施設… 2,881㎡
管理棟…………… 1,804㎡

(ア) ごみ焼却施設

処理能力 201トン/日
(67トン/日×3炉)

焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉

余熱利用設備 発電設備
・蒸気タービン及び発電機
(定格出力：1,950kw)

排ガス処理設備 ばいじん……バグフィルタ
硫黄酸化物……消石灰噴霧
塩化水素……消石灰噴霧
窒素酸化物……脱硝触媒塔
ダイオキシン類…活性炭噴霧

(イ) 粗大ごみ処理施設

処理能力 40トン/日(5時間)

破碎型式 前処理破碎……せん断回転式
粗大ごみ破碎……衝撃回転式

回収物 鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、不燃物

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
令和4年度委託料 3億2,690万円

ウ 運転状況 (令和4年度)

区分	運転時間 (h)	処理量 (t)
1号炉	3,716.0	8,667.10
2号炉	5,500.0	12,939.74
3号炉	6,458.5	15,391.27
計	15,674.5	36,998.11
衝撃破碎機	310.9	3,473.06
せん断破碎機	792.6	863.83

エ 資源化状況 (令和4年度)

品名	資源化量
ダンボール	7.42 t
新聞紙	6.40 t
雑誌	20.48 t
破碎鉄	501.95 t
破碎アルミ	48.28 t
鉄プレス	3.26 t
コード・ケーブル類	13.73 t
鉄スクラップ	53.80 t
計	655.32 t

オ 発電・売電状況 (令和4年度)

総発電量	12,897,570 kWh
電力使用量	7,863,825 kWh
うち自家発電量	7,214,095 kWh
うち買電量	649,730 kWh
売電量	5,683,475 kWh

(2) リサイクル推進施設

リサイクル推進施設は、プラスチック製ごみ・ペットボトル(令和4年4月移転新設)・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設と資源ごみ(びん)保管施設等から成り平成21年10月から供用を開始した。

ア 施設概要

所在地 観音原町乙122番地の1
☎ 41-4225

完成 平成21年9月
総事業費 約5億7,000万円
延床面積 リサイクル棟 1,848.10㎡
ストックヤード 435㎡

処理能力 プラスチックごみ処理施設 6.4 t/日(5h)
資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t/日(5h)
不燃ごみ処理施設 4.9 t/日(5h)
資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t/日
ペットボトル処理施設 1.2 t/日(5h)

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
令和4年度委託料 9,026万円

ウ 運転状況 (令和4年度)

施設名	稼働時間 (h)	処理量 (t)
プラスチックごみ処理施設	1,350.8	1,005.15
資源ごみ(缶)処理施設	1,038.4	190.78
資源ごみ(びん)処理施設	—	676.19
不燃ごみ処理施設	959.4	427.61
ペットボトル資源化施設	680.3	227.63

エ 資源化状況 (令和4年度)

品名	資源化量 (t)
スチール缶プレス	112.49
アルミ缶プレス	122.26
白色カレット	278.70
茶色カレット	293.90
その他色カレット	103.59
ペットボトル	213.61
プラスチック製容器包装	655.29
使用済乾電池・蛍光灯	37.36
使用済小型電子機器	219.72
計	2,036.92

(3) 最終処分場

平成17年度から3か年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立てを開始した。(ただし、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

ア 施設概要

所在地 菊本町二丁目817番2地先
☎37-5300
事業費 約82億円
(護岸建設工事等を含む。)
完成 平成20年3月
埋立面積 24,000㎡
埋立容量 363,116㎡
浸出水処理方法 公共下水道へ放流
埋立方式 水中投棄方式

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
令和4年度委託料 2,427万円

ウ 処理状況

年度	令和元	2	3	4
処理量 (t)	5,528	5,914	5,382	5,776

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3か年の継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新し、平成2年から供用してきたが、令和3年度末に受入れを停止し、下水処理場内に設置した共同処理施設へ完全移行した。令和4年度には残留物処理を実施し、稼働を停止した。

ア 施設概要

所在地 阿島二丁目20番5号
敷地面積 9,512㎡
事業費 25億4,761万6,000円
完成 平成2年3月
処理能力 140kl/日
処理方法 二段活性汚泥法(低希釈)+高度処理
建物構造 処理棟 鉄筋コンクリート地下
(面積) 1階・地上2階建
3,937.79㎡
管理棟 鉄筋コンクリート地上
2階建 676.60㎡
倉庫棟 鉄筋コンクリート平家建
126.00㎡
受入・貯留設備 破碎機、ドラムスクリーン、スクリーンプレス、各貯留槽
1・2次処理設備 低希釈二段活性汚泥処理設備
高度処理設備 凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備
汚泥処理設備 汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備
脱臭設備 薬液洗浄脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃烧脱臭設備、生物脱臭設備

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託した。
令和4年度委託料 10,045万円